

児童手当に要する費用の負担金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第18条第1項、第2項、第3項及び附則第2条第1項の規定に基づき、県が負担する児童手当の支給に要する費用（以下「負担金」という。）を市町村に交付するため必要な事項を定めるものとする。

2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の時期)

第2条 負担金は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第5条の規定に準じて、毎支払期月の前月末日までに当該支払期月から次期支払期月の前月までの間において支払う児童手当の費用の見込額を交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 市町村長は、毎年度、児童手当負担金概算交付申請書（様式第1号）ならびに児童手当負担金精算交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の児童手当負担金概算交付申請書は、当該年度開始前の3月31日までに、児童手当負担金精算交付申請書については当該年度の2月15日までに、それぞれ提出するものとする。

3 市町村長は、児童手当の支給状況の推移に伴って、概算交付決定額に過不足を生ずる見込みがある場合は、児童手当負担金概算交付変更申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 知事は、負担金の請求があったときは、当該申請に係る書類の内容を十分審査し、すみやかに交付の決定をするものとする。

2 知事は、概算交付決定額については、市町村における児童手当の支払状況により減額することができる。

3 知事は、負担金の交付を決定したときは、市町村長に対し、それぞれ交付決定通知書（様式第4号、第5号又は第6号）を送付するものとする。

（状況報告）

第5条 知事は、必要に応じ市町村長に対し、児童手当負担金支払状況報告書（様式第7号）等の提出等を求めることができるものとする。

（実績報告）

第6条 市町村長は、毎年度、児童手当事業の実績について、児童手当負担金に係る事業実績報告書（様式第8号）を7月1日までに知事に提出しなければならない。

（負担金の額の確定）

第7条 知事は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の内容を点検し、必要に応じ現地調査を行う等誤りの有無を審査し、交付すべき負担金の額を確定し、市町村長に対し、児童手当負担金確定通知書（様式第9号）を送付するものとする。

2 負担金の額の確定の結果、交付決定額に超過を生じた市町村がある場合は、知事は、すみやかに返還の通知を行うものとする。

3 負担金の額の確定の結果、交付決定額に不足を生じた場合は、不足に係る負担金を交付するものとする。

（実績報告の訂正）

第8条 市町村長は、知事が負担金の額を確定した後に、当該確定の基礎となった第6条の事業実績報告書の内容を訂正すべき事由が生じた場合は、児童手当負担金に係る事業実績報告の訂正について（様式第10号）に関係書類を添えて、すみやかに知事に提出しなければならない。

2 事業実績報告書の内容の訂正にともなうその他の手続きは、第7条に定めるところに準じて行うものとする。

（関係書類の保管）

第9条 市町村長は、この負担金に係る予算と決算との関係を明らかにした書類（様式第11号）を当該年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和46年3月3日から施行する。

2 第2条の規定に係る負担金の交付は、昭和46年度に限り、支払期日とする。

3 概算交付の申請は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和46年に限り行わないものとする。

したがって、第4条第1項および第5条の規定の適用はないものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月25日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年12月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年12月20日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月15日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

この要綱は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年5月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月20日から施行し、平成28年3月1日から

適用する。

この要綱は、令和4年2月9日から施行し、令和4年1月4日から適用する。

様式第 1 号

令和 年 月 日
番 号

埼玉県知事 様

市町村長

令和 年度児童手当負担金概算交付申請書

このことについて、次のとおり交付されたいので関係書類を添えて申請します。

1 概算交付申請額

被用者 3 歳未満児童手当負担金	円
被用者 3 歳以上中学校修了前(10,000 円)	円
被用者 3 歳以上中学校修了前(15,000 円)	円
非被用者(10,000 円)	円
非被用者(15,000 円)	円
特例給付	円
計	円

2 添付書類

- (1) 概算交付申請額算定基礎 (別紙)
- (2) 令和 年度歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

様式第 2 号

令和 年 月 日
番 号

埼玉県知事 様

市町村長

令和 年度児童手当負担金精算交付申請書

このことについて、次のとおり交付されたいので関係書類を添えて申請します。

1 精算交付申請額

被用者 3 歳未満児童手当負担金	円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (10,000 円)	円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (15,000 円)	円
非被用者 (10,000 円)	円
非被用者 (15,000 円)	円
特例給付	円
計	円

2 添付書類

- (1) 精算交付申請額内訳 (別紙)
- (2) 令和 年度歳入歳出予算書抄本

令和 年 月 日
番 号

埼玉県知事 様

市町村長

令和 年度児童手当負担金概算交付変更申請書

このことについて、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出し、令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定されたところですが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく、申請します。

	支払実績 (A)	今後の 交付 見込額 (B)	変更後 交付金 所要額 (A)+(B)=(C)	既概算 交付 決定額 (D)	差引今回 交付 申請額
被用者3歳未満児童手当 負担金	千円	千円	千円	千円	千円
被用者3歳以上中学校修 了前(10,000円)	千円	千円	千円	千円	千円
被用者3歳以上中学校修 了前(15,000円)	千円	千円	千円	千円	千円
非被用者(10,000円)	千円	千円	千円	千円	千円
非被用者(15,000円)	千円	千円	千円	千円	千円
特例給付	千円	千円	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円	千円	千円
変更を必要とする理由					

1 添付書類

- (1) 概算交付変更申請額算定基礎(別紙)
- (2) 令和 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

令和 年度児童手当負担金概算交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び同法附則第 2 条第 1 項に基づく令和 年度の児童手当負担金について、次のとおり概算交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

1 概算交付決定額および交付の時期は、次のとおりであること。

	交付決定額	交付の時期		
		5 月	9 月	1 月
被用者 3 歳未満児童手当負担金	千円	千円	千円	千円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (10,000 円)				
被用者 3 歳以上中学校修了前 (15,000 円)				
非被用者 (10,000 円)				
非被用者 (15,000 円)				
特例給付				
合 計				

2 この負担金は、児童手当法ならびにこれに基づく命令および通知に定めるところに従って使用するものとし、目的外の経費に使用してはならないこと。

3 この概算交付に係る精算交付申請書の提出時期および様式は、要綱に定めるところによること。

令和 年度児童手当負担金精算交付決定通知書

市町村名

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 18 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び同法附則第 2 条第 1 項に基づく令和 年度児童手当負担金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

1 交付決定の額は、次のとおりであること。

区 分	交付決定額	概算交付額	精算交付額
被用者 3 歳未満児童手当負担金	円	円	円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (10,000 円)			
被用者 3 歳以上中学校修了前 (15,000 円)			
非被用者(10,000 円)			
非被用者(15,000 円)			
特例給付			
合 計			

2 この負担金の確定は、要綱に定める実績報告に基づいて行うものであること。

3 この負担金に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式による調書（様式第 11 号）を作成し、これを事業完了後 5 年間保存すること。

番 号

令和 年度児童手当負担金概算交付変更決定通知書

市町村名

令和 年 月 日付け 第 号で、概算交付決定をした令和
年度児童手当負担金については、令和 年 月 日付け 第
号の申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおりに変更することに決定し
たので通知します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

- 1 この負担金の交付の対象となる事業の内容、その他は「令和 年度児童
手当負担金概算交付決定通知書」の各項によるものであること。
- 2 この負担金の区分別概算交付変更決定額は次のとおりであること。

	交付後概算 交付決定額 (A)	既概算交付 決 定 額 (B)	今回概算交付 変更決定額 (C)=(A)-(B)
被用者 3 歳未満児童手当負担金	千円	千円	千円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (10,000 円)			
被用者 3 歳以上中学校修了前 (15,000 円)			
非被用者 (10,000 円)			
非被用者 (15,000 円)			
特例給付			

様式第8号

令和 年 月 日
番 号

埼玉県知事 様

市町村長

令和 年度児童手当負担金に係る事業実績報告について

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付された標記に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 令和 年度児童手当負担金精算書（別紙）
- 2 令和 年度歳入歳出決算書（見込書）抄本

様式第 9 号

番 号

令和 年度児童手当負担金交付額確定通知書

市町村名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした、令和 年度児童手当負担金については、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出された事業実績報告に基づき、交付額が次のとおり確定したので通知します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

記

区 分	交 付 確 定 額
被用者 3 歳未満児童手当負担金	円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (10,000 円)	円
被用者 3 歳以上中学校修了前 (15,000 円)	円
非被用者 (10,000 円)	円
非被用者 (15,000 円)	
特例給付	

様式第10号

番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長

平成・令和 年度児童手当負担金に係る
事業実績報告の訂正について

平成・令和 年度児童手当負担金事業実績報告については、平成・令和
年 月 日付け 第 号をもって提出したところですが、今般
次のとおりその一部を訂正しますので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 実績報告訂正の理由
- 2 平成・令和 年度児童手当負担金精算書（様式第8号別紙）
- 3 歳入歳出決算書抄本
- 4 平成・令和 年度児童手当負担金交付額確定通知書の写し

区 分			各 支 払 期 別 所 要 額						申 請 額 (D)=(A)+(B)+(C)	
			6 月		10 月		2 月			
			児童手当の 額の基礎と なる延児童数	所 要 額 (A)	児童手当の 額の基礎と なる延児童数	所 要 額 (B)	児童手当の 額の基礎と なる延児童数	所 要 額 (C)		
児 童 手 当	被 用 者	0～3歳未満 手当月額	人	千円	人	千円	人	千円	千円	
		15,000円								
		計								
	非 被 用 者	3歳～中学校修了前								
		10,000円								
		15,000円								
	特 例 付 合 計	計								
		5,000円								
		合計								

（記載上の注意）

- 「各支払期別所要額」の「児童手当の額の基礎となる延児童数」欄は、それぞれ各支払期における見込数を記入すること。
- 「各支払期別所要額」の「所要額」欄は、それぞれ次の算式により算出した金額を記入すること。この場合において各区分ごとに端数が生じたときは、それぞれ端数金額を切り捨てること。

（算式） 所要額＝手当月額×「児童手当の額の基礎となる延児童数」×交付率

区分			児童手当の額の基礎となる延児童数	支出額 (A)	過年度支払調整額 (B)	過年度支払取消額 (C)	差引負担金基本額 (D)= (A)+(B)-(C)	交付申請額 (E)= (D)×交付率	概算交付決定額 (F)	精算交付申請額 (G)=(E)-(F)
児童手当	被用者	0～3歳未満	()人	()円	円	円	円	円	円	円
		15,000円	()	()						
		計	()	()						
		3歳～中学校修了前	()	()						
		10,000円	()	()						
		15,000円	()	()						
	計	()	()							
	非被用者	10,000円	()	()						
		15,000円	()	()						
		計	()	()						
特例給付	5,000円	()	()							
	計	()	()							

（記載上の注意）

- 「支出額」欄は、児童手当法第8条第4項ただし書（附則第2条第1項を含む。）の規定により支払う児童手当の3月中の支払見込額（（ ）内に再掲すること。）を含み、支払取消に係る歳出戻入未済額は含まないこと。
- 「児童手当の額の基礎となる延児童数」欄は、「支出額」欄の額に対応する延児童数を記入すること。（ ）内には第1子に係る延児童数を記入（再掲）すること。
- 「過年度分支払取消額」欄は、児童手当法第14条（附則第2条第1項を含む。）に基づく徴収金及び過誤払いに基づく返還金の調定額のうち、過年度に支出した児童手当に係るものを記入すること。
- 「概算交付決定額」欄は、概算追加交付決定があった場合は、当初概算交付決定額と概算追加交付決定額との合計額を記入すること。

区 分			各 支 払 期 別 所 要 額						申 請 額 (D)=(A)+(B)+(C)
			6 月		10 月		2 月		
			児童手当の 額の基礎と なる延児童数	所 要 額 (A)	児童手当の 額の基礎と なる延児童数	所 要 額 (B)	児童手当の 額の基礎と なる延児童数	所 要 額 (C)	
児 童 手 当	被 用 者	0～3歳未満	手当月額 15,000円	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円	千円	
		計							
		3歳～中学校修了前	10,000円						
			15,000円						
			計						
		非 被 用 者	10,000円						
	15,000円								
	計								
	特例給付 合 計	5,000円							

（記載上の注意）

- 「各支払期別所要額」の「児童手当の額の基礎となる延児童数」欄は、それぞれ各支払期において変更する見込数を記入すること。
- 「各支払期別所要額」の「所要額」欄は、それぞれ次の算式により算出した金額を記入すること。この場合において各区分ごとに端数が生じたときは、それぞれ端数金額を切り捨てること。

（算式） 所要額＝手当月額×「児童手当の額の基礎となる延児童数」×交付率

区 分			児童手当の 額の基礎と なる延児童数	本期までの 支 払 額 (A)	過年度分支払 取 消 額 (B)	差引負担金 基 本 額 (C)=(A)-(B)	市町村番号	市町村名	負担金所要額 (D)=(C)×交付率	本期までの 交付決定額 (E)	差引過(△) 不 足 額 (F)=(D)-(E)
							手当月額	円			
児 童 手 当	被 用 者	0 ～ 3 歳 未 満	人	円	円	円			円	円	円
	3 歳 ～ 中 学 校 修 了 前										
		計									
	非 被 用 者										
計											
特例給付 合 計	5,000 円										

(記載上の注意)

- 「児童手当の額の基礎となる延児童数」欄は、「本期までの支払額」欄の額に対応する延児童数を記入すること。()内には第1子に係る延児童数を記入(再掲)すること。
- 「本期までの支払額」欄は、4月1日から本支払期月の末日までの間において支払った額を記入すること。
- 「過年度分支払取消額」欄は、4月1日から本支払期月の末日までの間において児童手当法第14条(附則第7条第4項及び第8条第4項で準用する場合を含む。)に基づく徴収金及び過誤払いに基づく返還金の調定額のうち、過年度に支出した児童手当に係るものを記入すること。

平成・令和 年度児童手当負担金精算書

			市町村番号		市町村名							
区	分	児童手当の額の基礎となる延児童数	支出額 (A)	過年度支払調整額 (B)	対象経費の実支出額 (C)=(A)+(B)	支払取消に伴う控除額		差引負担金基本額 (F)= (C)-(D)-(E)	負担金所要額 (G)= (F)×交付率	交付決定額 (H)	負担金過(△)不足額 (I)=(H)-(G)	
						歳出戻入未済額 (D)	過年度分支払取消額 (E)					
手当月額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
児童手当	非用者	0～3歳未満	15,000円	()人								
		計										
	3歳～中学校修了前	10,000円	()									
		15,000円	()									
		計	()									
	非被用者	10,000円	()									
		15,000円	()									
		計	()									
	特例給付	5,000円										
		計										

(記載上の注意)

- 「児童手当の額の基礎となる延児童数」欄は、「支出額」欄の額に対応する延児童数を記入すること。また、()内には、施設入所等児童に係る延児童数を記入(再掲)すること。
- 「対象経費の実支出額」欄は、決算書抄本(見込書)の支出済額と符合すること。

児童手当負担金調書

令和 年度

市町村名

県			市 町 村								備 考
歳出予算科目	交付決定 の 額	交付率	歳 入			歳 出					
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち交付 金相当額	支出済額	うち交付 金相当額	
(目) 児童措置費 (節) 負担金、補助金 及び交付金 (説明) 被用者 3 歳未満 児童手当負担金 被用者 3 歳以上 中学校就学前 (10,000 円) 被用者 3 歳以上 中学校就学前 (15,000 円) 非被用者 (10,000 円) 非被用者 (15,000 円) 特例給付	円			円	円		円	円	円	円	

- (注) 1 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
 2 「予算減額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費使用額、流
 用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。